

熊本市障がい者相談支援センター運営業務委託仕様(概要) <案>

1. 事業者

指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者の指定を申請日時時点で受けており、かつ計画相談支援事業又は地域移行支援事業及び地域定着支援事業の提供実績がある法人。

2. 実施する事業

(1) 利用者からの相談に応じ、次に掲げる内容を行うものとする。

- ① 福祉サービスの利用援助に関する業務
(サービス情報の提供、サービス利用の助言、介護相談、利用申請の援助など)
- ② 社会資源を活用するための支援に関する業務
(施設・作業所等の紹介、福祉機器の利用助言、生活情報の提供など)
- ③ 社会生活力を高めるための支援に関する業務
(身だしなみ、健康管理、趣味、余暇活動などの社会生活を高めるための助言、指導など)
- ④ ピアカウンセリングに関する業務
(障がい者自身がカウンセラーとなり、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する援助、支援を実施)
- ⑤ 権利の擁護のために必要な援助に関する業務
(成年後見制度の活用、地域福祉権利擁護事業の活用など)
- ⑥ 専門機関の紹介に関する業務
(障がい者のニーズに応じ、各種専門機関を紹介)
- ⑦ 虐待の防止及び早期発見のための情報収集、関係機関との連絡調整及び対応協力に関する業務
(障がい者虐待防止や早期発見のために必要な情報の収集、市虐待防止センター等の関係機関との調整及び対応協力、行政の処遇方針に基づく対象者への支援など)
- ⑧ アウトリーチに関する業務
(自ら積極的にサービスを利用することができず、現在サービスに繋がっていない障がい者への支援等を目的とした情報の収集や本人への接触など)
- ⑨ その他市長が必要と認める業務

(2) 上記業務を円滑に実施するため、次に掲げる内容を行うものとする。

- ① 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応に関する業務。
- ② 熊本市障がい者自立支援協議会において総合的に課題を集約し、既存の社会資源を地域ニーズに合わせて改善又は新たに開発することに向けた取組みに関する業務。
- ③ 区に設置する区障がい福祉ネットワーク会議の運営に関する業務。
- ④ 担当区域内の指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者に対する後方支援に関する業務。

3. 計画相談支援及び障害児相談支援の制限

相談支援機能強化員の計画相談支援及び障害児相談支援との兼務を認めない。

相談支援機能強化員を除く相談員は業務に支障のない範囲で計画相談支援及び障害児相談支援との兼務を認める。ただし、相談員は1名あたりの契約件数を20件までとする。

※本業務委託契約時において、既に事業所が契約している計画相談については上記の制限件数を超えている場合は、この限りではない。ただし、平成27年度中に、上記の制限件数を達成しなければならない。

4. 対象者

原則として、熊本市在住の障がい者及び障がい児、障がい児の保護者及び障がい者等の介護を行う者とする。

5. 事業の実施地域

事業所が所在する区とする。ただし、業務に支障のない範囲で、求めに応じて区外の利用者への支援も実施するものとする。

6. 事業所の名称

「熊本市障がい者相談支援センター」(仮)という文言を冒頭に用い、法人名及び他の福祉サービス事業所等の名称は含まないものとする。

⇒ (例)「熊本市障がい者相談支援センター〇〇〇」

7. 設置場所

原則として、母体法人施設や他の障害福祉サービス事業所(地域活動支援センターを除く。)等とは別の場所に設置するものとする。

ただし、立地状況等により利用者が気軽に来所しやすいと認められる場合はその限りではない。

8. 公益性の確保

市の障がい福祉行政の中核的役割を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行うこと

9. 人員配置

相談員を2名以上、相談支援機能強化員を1名配置し、いずれも常勤かつ専従とする。

相談員は上記「2. 実施する事業」(1)に掲げる業務に従事する。

相談支援機能強化員は上記「2. 実施する事業」(2)に掲げる業務に従事する。ただし、業務に支障の無い範囲で「2. 実施する事業」(1)の業務に従事することができる。

職員を配置するに当たって、全ての障がいに対応可能な体制となるよう配慮すること。

それぞれの職員の要件は以下のとおり。

	相談員	相談支援機能強化員
配置人数	2名以上	1名
勤務形態	常勤・専従 ※1	常勤・専従
相談支援専門員資格	必要	必要
相談支援業務の実務経験 ※2	—	通算して3年以上
社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師等、医療・福祉に関係する資格	—	必要

※1 相談員は業務に支障のない範囲で一般相談支援事業及び特定相談支援事業及び障害児相談支援事業との兼務可とする。

(「3. 計画相談支援及び障害児相談支援の制限」参照)

※2 相談支援業務の実務経験に関する要件は、相談支援専門員の実務要件のうち業務種別「相談支援業務」に準じる。

10. 委託契約期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日 (3年間)

11. 24時間電話対応

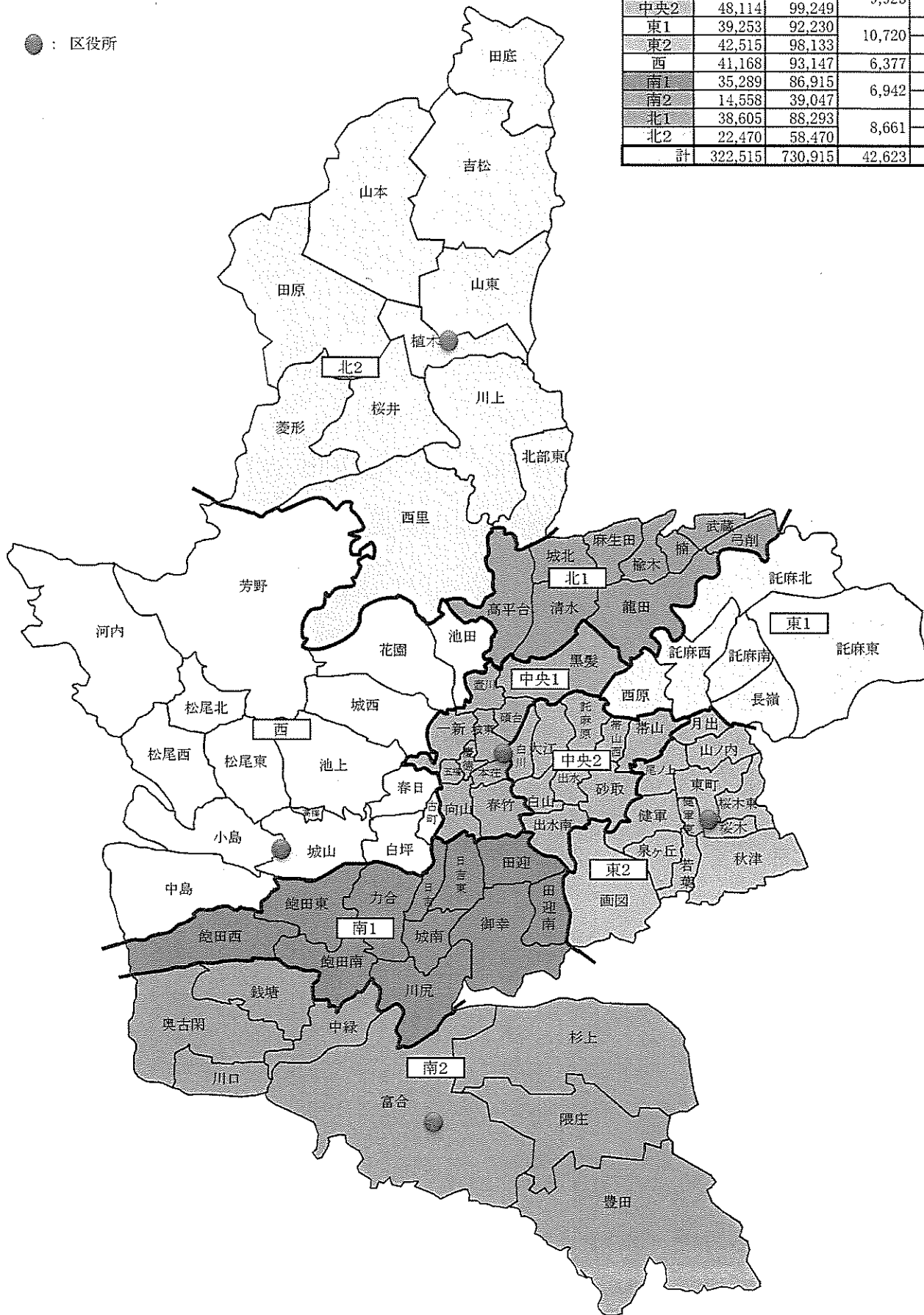
熊本市障がい者相談支援センター運營業務受託者から1法人を選定し、別途委託契約を行う。

相談支援事業圏域図(案)

H25.3.31現在

● : 区役所

	世帯数	人口	障がい者手帳所持者数	校区数
中央1	40,543	75,431	9,923	10
中央2	48,114	99,249		10
東1	39,253	92,230	10,720	6
東2	42,515	98,133		11
西	41,168	93,147	6,377	16
南1	35,289	86,915	6,942	12
南2	14,558	39,047		8
北1	38,605	88,293	8,661	9
北2	22,470	58,470		11
計	322,515	730,915	42,623	93



平成 26 年 5 月 16 日

障がい保健福祉課

熊本市各区障がい福祉ネットワーク会議（仮称） 【イメージ】

[設置目的・役割]

- 区内での相談支援の充実に向けた連絡協力体制の確立（ネットワーク構築）
 - ・地域の社会資源等の情報共有、掘り起こし
 - ・地域課題の集約及び解決に向けた検討・対応
 - ・支援を得られていない方への対応や解決困難な事例に関する相互協力

※必要に応じ、熊本市障がい者自立支援協議会での取扱い事項の内容を共有するとともに、区の現状、課題、対応状況等に関する同協議会への報告も行う。

[運営等]

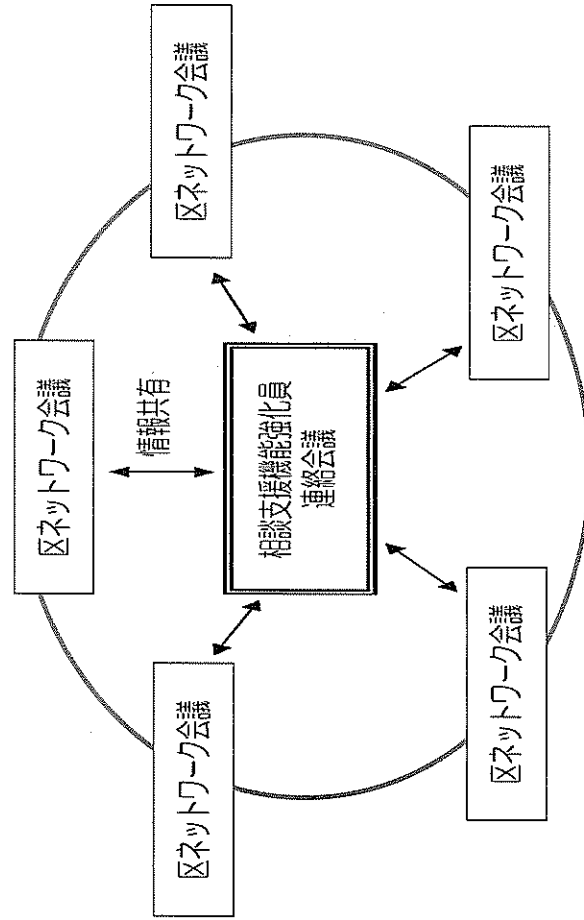
構成は、区役所関係各課、委託相談支援事業所、指定一般・指定特定・指定障がい児相談支援事業所、その他障害福祉サービス事業所などを想定。追加すべき関係機関・団体や会議の開催頻度、議題等については、各区それぞれが地域の特性・ニーズ・構成員の意向を勘案して設定する。

会議での検討を受けて対応が必要となる事項については、区役所関係課や委託相談支援事業所を中心に必要な方策を検討し、関係機関が連携して実施する。

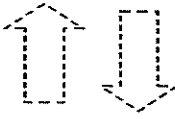
[その他]

区を越えた情報共有等を図るため、別途、委託相談支援事業所の相談支援機能強化員による連絡会議を設ける。

【イメージ図】



(※必要に応じて)
専門、広域的観点からの助言



(※必要に応じて)
各区の状況・課題等に関する報告等

熊本市障がい者自立支援協議会